

海幕衛第 1 3 0 号
令和 4 年 3 月 1 7 日

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海上幕僚監部首席衛生官
(公 印 省 略)

海上自衛隊メディカルコントロール態勢運用要領について
(通知)

標記について、別冊のとおり実施されたく通知する。

なお、海上自衛隊メディカルコントロール態勢運用要領について(通知)
(海幕衛第 8 4 号。2 8 . 3 . 1 7) は、廃止する。

関連文書：海幕衛第 1 1 7 号 (令和 4 年 3 月 1 7 日)

添付書類：別 冊

海幕衛第 1 3 0 号（令和 4 年 3 月 1 7 日）別冊

海上自衛隊メディカルコントロール態勢運用要領

令和 4 年 3 月 1 7 日

海幕衛生企画室

海上自衛隊メディカルコントロール態勢運用要領

- 1 海上自衛隊メディカルコントロール協議会（以下「海自MC協議会」という。）の内部組織・運営要領
 - (1) 海自MC協議会事務局（別紙第1のとおり。）
 - (2) 海自MC協議会作業部会（別紙第2のとおり。）
- 2 病院前における医療行為の実施
 - (1) 衛生員等が行う医療行為は、以下に示す場合を除き、医官又は歯科医官（以下「医官等」、歯科医官は歯科及び口腔外科疾患に限る。）の直接指示の下で実施する。
 - ア 止血、副木固定等、衛生員等の判断で実施できる処置を行う場合
 - イ 別に示す包括的指示により、あらかじめ定められた医療行為を実施する場合。ただし、衛生員等は必要な講習会等を終了し、別に示すプロトコールに従って活動しなければならない。
 - (2) 直接指示により、あらかじめ定められた医療行為を実施する場合は、以下による。
 - ア 直接指示は、各種通信手段を用いて、自衛隊病院等の医官等がすべての衛生員等に行うことができる。
 - イ 直接指示を行う医官等は、海自MC態勢に精通するよう努めなければならない。
- 3 留意事項
 - (1) 事前のオフラインMC
 - ア 海自MC講習

標準的なプロトコールの追加及び改変に応じて、海自MC協議会が適宜改定、更新、追加等を行い、別に示す。衛生員は少なくとも3年に1回、本講習を受講することにより知識、技能の更新を図らなければならない。
 - イ MC関連講習

衛生員等は努めて定期的に参加（受講又は指導）する。
 - ウ 術科訓練等

海自MC講習及びMC関連講習に加え、病院等研修、訓練資料「救急」に記載されている知識技能や病院前救護に関する部内外の講習、学会、救急車同乗実習等への参加があり、衛生員等は努めて

定期的にこれらに参加する。

エ 記録・報告・履歴管理

MCに関連する講習等の記録要領は、別紙第3のとおりとする。

(2) オンラインMC

ア 自衛隊横須賀病院長は、衛生員等からの直接指示の要請に対して、いかなる場合にも応需できる態勢を整えなければならない。

イ 各部隊等の長は、速やかに直接指示を要請することができるよう、通信基盤等の整備、要請先の確認を行う。

(3) 事後のオフラインMC

ア 記 録

衛生員等が、病院前において医療的な処置・投薬を実施した場合には、別表に記録する。

イ 傷病者情報集約様式の統一

特異患者が発生した場合の情報集約（報告等）は、別紙第4により行う。

ウ 直接指示を受けた場合の通報

直接指示を受けた衛生員等は、その内容を、別紙第4を用いて、直接指示を行った医官等、上級司令部衛生幕僚等及び担当警備区の衛生隊司令へ、速やかに通報する。

エ 直接指示を行った場合の通報

直接指示を行った医官等は、その内容を、別紙第5を用いて、以下のとおり速やかに通報する。

(ア) 病院及び衛生隊に所属する医官等は、所属部隊の長へ。

(イ) 前項に該当しない医官等は、直接指示を行った衛生員等が在籍する部隊を管轄する警備区の衛生隊司令へ。

オ 事後検証

衛生員等が所属する海上自衛隊の各部隊及び機関（以下「海上自衛隊の部隊等」という。）並びに共同機関のうち自衛隊横須賀、呉病院で発生した傷病者のうち、以下のいずれかに該当するものについては別紙第7に基づき、事後検証を実施する。また、衛生員等が所属していない海上自衛隊の部隊等で発生した傷病者についても、関係する医官等が必要と認めた場合は、事後検証を実施することができる。

(ア) 現場から医療機関到着までの間に、心肺停止が一度でも確認された場合

- (イ) 心肺蘇生法が実施された場合
- (ウ) A E Dが使用された場合
- (エ) 医療機関（部内外）へ救急搬送し（搬送手段を問わない。）、
外来死亡又は入院した場合
- (オ) 傷病者の後送のために、部隊の行動を変更した場合
- (カ) 航空機を用いて傷病者を後送した場合
- (キ) その他関係する医官等が必要と認めた場合

海上自衛隊メディカルコントロール協議会事務局

1 目 的

海上自衛隊メディカルコントロール協議会事務局（以下「海自MC事務局」という。）の組織・運営要領について、必要な事項を定める。

2 海自MC事務局の構成

- (1) 海自MC事務局は、事務局長、事務局員をもって構成する。
- (2) 事務局長は、自衛隊横須賀病院衛生管理部長とする。
- (3) 事務局員は、自衛隊横須賀病院の診療部長、医療支援班長、洋上医療支援課員並びに教育部長の指定する教官等及び海幕衛生企画室長の指定する室員とする。

3 海自MC事務局の所掌業務

- (1) 海自MC協議会の運営全般に関すること。
- (2) 講習に関すること。
 - ア 開催履歴の管理
 - イ 受講履歴・指導履歴の集計
- (3) 検証票の保管及び管理に関すること。
- (4) 病院前医療実施記録の保管及び管理に関すること。
- (5) 病院前医療直接指示実施記録の保管及び管理に関すること。

海上自衛隊メディカルコントロール協議会作業部会

1 目 的

海上自衛隊メディカルコントロール協議会作業部会（以下「海自MC作業部会」という。）の組織・運営要領について必要な事項を定める。

2 海自MC作業部会の構成

- (1) 海自MC作業部会は、部会長、中央委員及び地方委員をもって構成する。
- (2) 海自MC協議会長は、メディカルディレクターから1名を部会長に、必要な知識及び技能を有する自衛隊員数名を中央委員に指定する。
- (3) 各衛生隊司令は、各警備区において必要な知識及び技能を有する自衛隊員若干名を地方委員に指定する。

3 海自MC作業部会の所掌業務

- (1) 講習に関すること
 - ア 講習内容の検討
 - イ 教材の作成
- (2) 検証に関すること
 - ア 検証票の様式に関する検討
 - イ 検証の方法に関する検討
 - ウ 検証票作成の支援
 - エ 事後検証の実施
 - オ 病院前医療実施記録に関する検証の実施
 - カ 病院前医療直接指示実施記録に関する検証の実施

講習等の記録要領

1 講習開催の記録管理

海自MC講習及びMC関連講習を実施した場合、開催担当者は付紙様式第1により、講習終了後2週間以内に海自MC事務局へ通知する。

電子フォーマットは、別に配布する。

2 講習の受講及び指導の記録管理

(1) 開催担当者は講習実施の都度、参加者（指導者・受講者）の所属、氏名をその隊員の所属部隊等を管轄する警備区の衛生隊司令に通知する。（様式適宜）

(2) MC関連講習等を部外で受講又は指導した隊員は、その都度所属部隊等を管轄する警備区の衛生隊司令に通知する。（様式適宜）

(3) 衛生隊司令は付紙様式第2により、管轄する警備区に所在する部隊等の衛生員等の履歴を管理し、毎年11月30日現在の履修状況を12月31日までに、3月31日現在の履修状況を4月30日までに、付紙様式第3により海自MC事務局へ通知する。電子フォーマットは、別に配布する。

海自MC講習等実施記録							
	開催日時	開催場所	開催の形態 (「〇〇講習に併設」等)	開催担当者	講習実施者名 (座学実施者、講習責任者、指導員)	受講者数	講習内容 (海自MC講習、ICLS、JPTEC、その他の別、 その他の場合は、カリキュラム等添付)
(例)	2022. 4. 1	××衛生隊	衛生科員講習に併設	××衛生隊司令	講習責任者：海野一郎 指導員：波川洋子 潮空 翔 深海進治	10	海自MC継続（実技）

海自MC講習等受講指導履歴								
所 属	階 級	氏 名	医療資格	海自MC講習		MC関連講習	指導員資格等	備 考
				受講歴	指導歴			
〇〇衛生隊	2 曹	荒浪 進	准・救	R1. 9. 5 基本座学 R2. 4. 6 艦艇 R2. 8. 16 継続座学				
〇〇病院	3 佐	麻酔 要子	医	H26. 4. 5 基本座学 H30. 9. 9 指導者講習	H28. 3. 5 基本座学 H30. 9. 9 指導者講習	R2. 7. 8 ICLS受講 R2. 10. 1 JPTEC指導	JPTECインストラクター	

〇〇地方隊

	准曹士	医 官	歯科医官	他の衛生幹部	准曹士及び（准）看護師資格を有する衛生幹部のうち、艦艇乗組のもの。
隊員数	名	名	名	名	名
M C 基本講習を履修済みであるもの。	名	名	名	名	名
	%	%	%	%	%
M C 艦艇講習を履修済みであるもの。	名	名	名	名	名
	%	%	%	%	%
M C 指導者講習を履修済みであるもの。		名	名	名	
		%	%	%	

傷病者情報集約様式

NO（一連番号等）

1	部隊名		氏名	認識番号
2	配置	階級	生年月日（年齢）	性別
3	傷病名等			
4	状況（発生日時・場所、受傷機転・主訴等、経過、今後の見込み等）			
5	受診後送等区分 A 部隊内で治療を完結（医官乗艦の艦艇医務室等） B 陸上部隊または停泊中の艦艇から通常の受診、自宅等から受診（救急含む） C 洋上で発生し、入港後に受診 D 陸上部隊または停泊中の艦艇から救急搬送 E 洋上で発生し、緊急に後送（HS、内火艇、緊急入港等）			
6	5 項にて D / E の場合 (1) 搬送開始地点、日時： (2) 搬送終了地点、日時： (3) 搬送手段、経路等：			
7	5 項にて B ～ E の場合 (1) 医療機関名： (2) 入院の有無（入退院年月日）：			
8	オンラインMC（洋上医療支援、直接指示）の有無		有	無
9	事故速報の有無（予定）		有	無
1 0	備 考			

病院前医療直接指示実施記録					
ID					
指示年月日			指示時刻		
部隊名（傷病者）					
分隊（傷病者）			階級（傷病者）		
年齢（傷病者）			性別（傷病者）		
傷病名・症状					
指示・指導・助言 要請内容					
指示・指導・助言 内容					
所属（要請者）			階級（要請者）		
氏名（要請者）			保有医療資格 （要請者）		
所属（指示者）			階級（指示者）		
氏名（指示者）			保有医療資格 （指示者）		

事後検証実施要領

衛生員等は付紙様式第 1 により救急活動を記録する。検証作業は海自 MC 作業部会において実施する。

1 検証票の作成・提出・保存

- (1) 検証票は傷病者に直接対応した衛生員等に部隊指揮官が作成させ、在籍警備区の衛生隊司令に提出する。
- (2) 衛生隊司令は検証票に通し番号を記入した後、写しを衛生隊に保存し、本紙を海自 MC 事務局へ提出する。
- (3) 事後検証票の保存期間は、5 年とする。

2 検証票作成の指導等

- (1) 病院等の医官又は歯科医官、各級司令部衛生幕僚等は、検証票作成の必要がある症例を認識した場合は、衛生隊司令に通報する。
- (2) 衛生隊司令は、受診情報、入院情報、救急車の運行情報などに基づき、検証票作成の必要がある症例を扱った衛生員等に対し、作成の指導を行う。
- (3) 海自 MC 作業部会は、検証票の作成を支援する。

3 検証の実施

- (1) 海自 MC 事務局は、提出された検証票を海自 MC 作業部会に送付し、検証を依頼する。
- (2) 海自 MC 作業部会は、記載事項に疑義があれば作成者等に連絡をとり、情報を集約する。
- (3) 海自 MC 作業部会は、活動内容を検証して結果を検証票に記載した後、海自 MC 事務局へ返送する。
- (4) 検証の終了した事後検証票は、海自 MC 事務局が保存する。

4 検証結果の還元

(1) 個人への還元

海自 MC 事務局は、検証結果を関係する衛生隊司令に通報する。衛生隊司令は、必要に応じて当該衛生員等を指導する。

(2) システムへの還元

海自 MC 協議会事務局は、検証結果を集約・分析し、結果を付紙様式第 2 により海自 MC 協議会へ報告する。海自 MC 作業部会は、これを支援する。

海上自衛隊MC事後検証票（1 / 3）

No.（例：R 4 - Y - 0 0 2（R 4 年度、横須賀、第 2 症例））

（No. は各警備区衛生隊で付与）

1	部隊名			
2	配 置	階 級	年 齢	性 別
3	傷病名等			
4	状況（発生日時・場所、受傷機転・主訴等、経過、今後の見込み等）			
5	受診後送等区分 A 部隊内で治療を完結（医官乗艦の艦艇医務室等） B 陸上部隊または停泊中の艦艇から通常の受診、自宅等から受診（救急含む） C 洋上で発生し、入港後に受診 D 陸上部隊または停泊中の艦艇から救急搬送 E 洋上で発生し、緊急に後送（HS、内火艇、緊急入港等）			
6	5 項にて D / E の場合 (1) 搬送開始地点、日時： (2) 搬送終了地点、日時： (3) 搬送手段、経路等：			
7	5 項にて B ～ E の場合 (1) 医療機関名： (2) 入院の有無（入退院年月日）：			
8	オンラインMC（洋上医療支援、直接指示）の有無		有	無
9	事故速報の有無（予定）		有	無
1 0	備 考			

海上自衛隊MC事後検証票（2／3）

No. _____

現場の状況	発生日時：			
	覚知時刻：			
	接触時刻：			
自他覚症状、評価、処置（実施時刻）				
オンライン指示 ☐ 有 ☐ 無	要請開始時刻：			
	通信手段：			
	指示時刻：			
	指示医（所属）：			
経 過				
医療機関への通報 通報時刻： 通報者： 通報手段：				
搬送先医療機関				
診断・治療内容・転帰				
	所属	氏名	医療資格	記載責任者
衛生員 1：				☐
衛生員 2：				☐
衛生員 3：				☐
衛生員 4：				☐
衛生員所見				
検証結果 ☐ 標準 ☐ 要確認 ☐ 推奨 ☐ 要改善				
検証医所見				
検証年月日 検証医氏名				

海上自衛隊MC事後検証票（3／3：心肺停止症例のみ記入）

No. _____

目撃者 ☐ 有 ☐ 無		心停止時刻： ☐ 確定 ☐ 推定	
バイスタンダーによるCPR ☐ 有 ☐ 無 内容 ☐ 人工呼吸 ☐ 胸骨圧迫 ☐ AED装着 ☐ AED実施 バイスタンダーの講習受講歴 ☐ 有 ☐ 無			
衛生員の処置	時 刻	初期心電図	☐ VF/VT
人工呼吸開始			☐ 心静止
胸骨圧迫開始			☐ PEA
器具を用いた気道の確保		除細動	☐ 有 ☐ 無
静脈路確保		除細動器	☐ AEDモニターあり
薬剤投与			☐ AEDモニターなし
			☐ HS3000
			☐ HS4000
その他			☐ その他（ ）
			実施時刻
			1回目：
			2回目：
			3回目：
			4回目：
医療機関到着前の心拍再開 ☐ 有 ☐ 無			
医療機関での心拍再開 ☐ 有 ☐ 無			
心拍再開時刻			
心停止の原因 ☐ 心臓 ☐ 脳神経 ☐ 代謝 ☐ 窒息 ☐ 外傷 ☐ その他			
心停止の原因の確信度 ☐ 確定 ☐ 推定			
備 考			

海自MC作業部会報告書

- 1 衛生員等に情報共有すべき項目
- 2 教育に反映させるべき項目
- 3 医務衛生施策に反映させるべき項目
- 4 その他

[illegible]